

太子町公共工事の入札及び契約等情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太子町が行なう公共工事の入札及び契約について、その情報の公表をすること等により、公共工事に対する町民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第2条 町長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合は、予算の成立の日）以後遅滞なく当該年度に発注することが見込まれる公共工事で、予定設計（見積り）金額が250万円を超えるものに係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行なう時期（随意契約を行なう場合にあつては、契約を締結する時期）

2. 前項に関する公表は、次の方法で行なう。

公衆の見やすい場所（役場掲示板）に掲示、又は閲覧に供する方法による。

3. 閲覧所は入札・契約担当室で、第1項に基づく事項を閲覧に供する。

4. 第2項の方法で公表した場合は、当該年度の3月31日まで掲示し、閲覧に供する。

5. 町長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、公表した発注の見通しに関する事項を見直し、変更がある場合には、変更後の当該事項を公共する。

但し、町長が必要と認める場合は、7月・1月も見直しし、変更後の当該事項を公表する。

(変更後の公表)

第3条 前条第2項から第4項までは、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法に準用する。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 町長は、次の事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表し、これを変更したときも同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿。
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2. 町長は、公共工事の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を更に定め、その資格を有する者による当該入札を行なわせた場合における当該資格。

(2) 一般競争入札を行なった場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称並びにその者を参加させなかった理由。

(3) 指名競争入札を行なった場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由。

- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行なった場合を除く）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行なった場合を除く）
- (6) 次に掲げる契約の内容

- イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ニ 契約金額
- ホ 予定価格及び最低制限価格

- (7) 随意契約を行なった場合における契約の相手方を選定した理由

- 3. 町長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をした時は、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第6号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4. 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所（役場掲示板）に掲示し、又は閲覧に供する方法で行なわなければならない。
- 5. 第2条3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 6. 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。
(要綱に記載のないものの取扱)

第5条 この要綱に記載のないものは、町長が別に定めることが出来るものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

尚、従前の太子町指名競争入札結果等の公表に関する要綱は、平成13年3月31日を以って廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年要綱第12号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。